

**開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令
の一部を改正する内閣府令（案）の概要**

「E D I N E T」に係る登録届出手続について、以下の改正を行う（第 2 条）。

- （1） 電子開示手続・任意電子開示手続（金商法第 27 条の 30 の 2）を行うための届出において、電子開示システム届出書に添付して提出しなければならない書類に「登記事項証明書又はこれに準ずるもの（提出日前 3 月以内に交付されたものに限る。）」を追加する（第 2 条第 4 項）。
- （2） （1）の届出を行った者は、電子開示システム届出書が受理された日から起算して 3 年を経過するごとに、その 3 年を経過した日から 1 月以内に、当該届出において電子開示システム届出書に添付して提出しなければならない書類と同種の書類を財務局長等に提出しなければならないこととする（第 2 条第 6 項）。

【経過措置】

開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）の施行前に（1）の届出を行った者が、施行日から 1 月間において、「登記事項証明書又はこれに準ずるもの」を提出したときは、その提出日に改正後の（1）の届出を行ったものとみなすこととする。